

初期消火器具等設置費用の一部を補助します

消防局では、自治会町内会が初期消火器具等を設置・更新（器具全て）する費用の一部を補助する事業を行っています。

また、令和3年度は、既存の初期消火器具等を対象として、劣化したホース等の器材の一部を更新する費用の一部について補助する事業を新たに行います。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請について

- (1) 受付期間：令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）
- (2) 申請方法：お近くの消防署所へお問い合わせください（下記5をご参照ください。）。

3 補助率について

- (1) 初期消火器具等の新規設置及び器具全ての更新設置^{※1}の場合
初期消火器具等の整備を要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具等の一部更新設置^{※2}の場合
初期消火器具等の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。
※1 更新設置は、自治会町内会が所有している初期消火器具等が経年劣化等で使用が困難になった場合、撤去後に新たな初期消火器具等を設置することをいいます。
※2 一部更新設置は、消防用ホース等の更新など器材の一部を更新することをいいます。

4 お願い

大地震発生時に火災被害が集中すると想定されている地域[※]においては、特に初期消火力の強化につながる取組を推進する必要があります。該当する地域の自治会町内会は、積極的に初期消火器具等の設置や更新をしていただきますようお願いいたします。

（※地震防災戦略における地震火災対策方針で示される「対象地域」）

5 お問い合わせ先 ※申請要件や書類等のお問合せは、お近くの消防署所へご連絡ください。

消防署所	所在地	連絡先
港北消防署	港北区大豆戸町 26 番地 1	5 4 6 - 0 1 1 9
綱島消防出張所	港北区綱島西三丁目 3 番 9 号	5 4 2 - 0 1 1 9
日吉消防出張所	港北区箕輪町一丁目 1 番 8 号	5 6 3 - 0 1 1 9
篠原消防出張所	港北区篠原町 1312 番地 2	4 3 4 - 0 1 1 9
高田消防出張所	港北区高田西二丁目 21 番 1 号	5 9 3 - 0 1 1 9
新羽消防出張所	港北区新羽町 2357 番地 2	5 9 2 - 0 1 1 9
小机消防小出張所	港北区小机町 1711 番地 1	4 7 1 - 0 1 1 9

初期消火器具等とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



スタンドパイプ式初期消火器具(可搬式) 初期消火箱 (固定式)

設置協力店舗への初期消火器具の設置について

自治会町内会が所有するスタンドパイプ式初期消火器具を設置協力店舗（下記2参照）に設置することができます。設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能で、新規購入の場合は、表面の補助申請と同時に行うことができます。

1 設置依頼について

(1) 受付期間：令和3年4月1日（木）～令和3年7月30日（金）

※ 期間が表面の補助金申請期間と異なりますので、ご注意ください。

(2) 依頼方法：お近くの消防署所へお問い合わせください（表面の5をご参照ください。）。

2 設置協力店舗（50音順） ※24店舗に設置されています。（令和3年2月28日現在）

コンビニエンスストア	サイゼリヤ	ドラッグストア	トヨタカローラ神奈川
コミュニティ・ストア	ジョリーパスタ	ウエルシア薬局	トヨタカローラ横浜
セブン・イレブン	すき家	薬クリエイト	日産プリンス神奈川
デイリーヤマザキ	瀬戸うどん	薬セイジョー	ネットヨタ神奈川
ファミリーマート	デニーズ	サンドラッグ	ネットヨタ横浜
ポプラ	伝丸	ハックドラッグ	ホンダカーズ横浜
ミニストップ	なか卯	フィットケア・デポ	横浜トヨペット
ローソン	華屋与兵衛	自動車販売店	本
ローソン+スリーエフ	はま寿司	神奈川スバル	ブックオフ
外食チェーン	ビッグボーイ	神奈川ダイハツ販売	紳士服
壺鶴堂	マクドナルド	神奈川トヨタ	AOKI
エルトリート	モリバコーヒー	関東マツダ	運輸
牛庵	吉野家	関東三菱自動車販売	ヤマト運輸
ココス		スズキ自販神奈川	

3 ご注意いただきたいこと（設置条件等）

(1) 依頼書は、受付期間終了後、消防局予防課が一括して店舗の本社に提出しますので、自治会町内会から各店舗に対して、直接の設置依頼やお問合せはご遠慮願います。

(2) 本社より設置可否の回答があります。場合によっては、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。

(3) 店舗に設置するには、自治会町内会と企業間で協定を締結する必要があります（事務は港北消防署で支援いたします。）。

(4) 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。

(5) 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

【担当】 港北消防署予防係 吉野・戸澤
電話・FAX：546-0119